

令和4年12月8日開催教育委員会会議記録

1 開会・閉会等について

開催日	令和4年12月8日(木)
場 所	教育委員会室
開 会	午後3時00分
閉 会	午後3時57分
出席委員	
教 育 長	加 藤 裕 之
委 員	阿 部 博 道
委 員	淺 松 三 平
委 員	岸 田 玲 子
委 員	岡 田 卓 巳
説明のために出席した職員	
教育委員会事務局次長	宮 本 知 幸
教育委員会事務局参事 (庶務課長事務取扱)	須 藤 浩 司
学 務 課 長	西 村 克 己
指 導 室 長	加 藤 康 弘
すみだ教育研究所長	宮 本 佳 代 子
地域教育支援課長	堀 啓 一
ひきふね図書館長	有 澤 恵 美 子

2 議題について

(1) 議決事項

議案第53号 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正について

議案第54号 令和5年度における主要な教育課題について

(2) 報告事項

第1 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について

第2 「墨田区学力向上新3か年計画(第3次)」について

3 会議の概要について

教育長 それでは、本日の教育委員会を開会いたします。本日の会議録署名人は、浅松委員にお願いします。

議決事項第1・・・資料番号【53-1～53-4】

議案第53号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正について」を上程し、庶務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はございますか。

(質疑なし)

教育長 それでは、議案第53号は、原案どおり改正することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり改正することにします。

議決事項第2・・・資料番号【54-1～54-5】

議案第54号「令和5年度における主要な教育課題について」を上程し、指導室長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はございますか。

浅松委員 資料の54-4「3 GIGAスクール構想による一人1台端末を活用した教育活動の充実」の「(1)授業」の、「わかる」、「できる」授業を展開すること。」については、以前も論議したと思うのですが、「わかる授業」という言葉は問題ないのですが、「できる授業」という言葉はどうか、と私は思います。実際に、行政側や管理職、教員には意味が通じると思いますが、授業を児童・生徒が自ら「わかる」ことを実感して、さらに「できる」という達成感を得ることによって、初めて「わかる」から「できる」という学習の達成になると思うのです。学校には、「全ての子ども達が「わかる」ことを実感し、「できる」という達成感に高められる授業」という形で説明していただきたいです。あくまでも、「子ども達が「できる」達成感を味わうと同時に、それをアウトプットできるようにする。」という意味合いで説明していただきたいです。なぜかという、各学校が作る教育課程について、地域や保護者に公開する学校もあると思います。特にそのような場合に「できる授業」という言葉に違和感があるのではないかと思います。「何ができる」のか、「教員ができる」という意味なのか、そういう意味にとられては困ります。あくまでも、子どもが「わかる」から「できる」へ達成していくという意味なので、その点は気になりました。また、「4 地域と連携した取組の推進」の「(3)区立図書館と連携した教育活動の推進」についてですが、私が指導室に言って、「墨田区子ども読書活動推進計画(第4次)」について加えていただいたのですが、本区にはすばらしい「墨田区子ども読書活動推進条例」があります。総合教育会議でもテーマになったこともありますし、「墨田区子ども読書活動推進条例」については加えなくていいでしょうか。

指導室長 1点目の「わかる」「できる」授業の件は、今後の校長会や教育課程説明会で、ご指摘いただいた部分を工夫して説明していきたいと思っております。

教育長 「わかる」、「できる」の問題は、「定着する」までが一連の流れではないでしょうか。子ども達がわかって、実際に自分で問題をやってみて、できて、その場限りではなく、定

着するまで繰り返すことが大切です。

浅松委員 「教職員へのメッセージ」でも、「わかる」「できる」「定着する」としていたと思います。

教育長 今回の項目は、授業に関する内容ということで、「わかる」「できる」までになっていますが、浅松委員が言ったように、表現を工夫してください。2点目の「墨田区子ども読書活動推進条例」を加えるかどうかについて、他の委員の皆さんから何か意見はありますか。

阿部委員 「墨田区子ども読書活動推進計画（第4次）」自体が、条例の趣旨に基づいているものではないのですか。

教育長 条例の趣旨に基づいて作った計画について記載しているので、敢えて条例については入れなくてもいいのではないかと、というのが阿部委員の意見ですね。

阿部委員 はい、そうです。

教育長 それでよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 今後、分かりにくい表現等があれば、内容を変えない範囲で事務局の方で修正させていただきたいと思います。修正した場合は教育委員会で報告しますが、それでよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 それでは、議案第54号は、原案どおり決定することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 それでは、原案どおり決定することにします。

報告事項第1・・・資料番号【資料1-1～1-2】

「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について」、庶務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。

（質疑なし）

教育長 この報告は、「墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則」第3条に基づく、教育長の臨時代理による処理の報告ですから、委員会としての承認が必要となります。承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 それでは、報告のとおり承認することにします。

報告事項第2・・・資料番号【資料2-1～2-66】

「墨田区学力向上新3か年計画（第3次）」について、すみだ教育研究所長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。各学校への周知の方法についてはどう考えていますか。

すみだ教育研究所長 まず、校長会で周知した後、各学校に「墨田区学力向上新3か年計画（第3次）」を送付し、1月に説明会を開催して説明し、各学校の教育課程に盛り込んでいただき

ます。

教育長 説明会では、新規項目や、充実させた項目などについて説明するということですね。
すみだ教育研究所長 はい。

教育長 資料2-1で朱書きされた、新規項目の「探究的な学習の推進」や、充実させた項目の「自分の考えを記述する教材の活用」、「放課後の補習の充実」などの部分は、重点的に説明するということですね。

指導室長 はい。

教育長 特に注意してほしいのは、「探究的な学習の推進」について、趣旨をよく説明してほしいということです。探究的な学習の推進のために、教科等横断的な学習を実現する必要がありますが、各教科の学習内容を薄くして探究的な学習に取り組むのではなく、教科をきちんと学習した上で探究的な学習を推進するという話をしてほしいと思います。

指導室長 はい。

浅松委員 資料2-15「探究的な学習の推進（指導室）」の中に教育長がおっしゃったことが書いてありますが、探究的な学習の核は、最初に各教科の単元をきちんと押さえながら、探究的な学習の教材を活用することも含めて、授業を組み立てることだと思います。

教育長 言葉で説明しないと難しいところがあります。

浅松委員 そうですね。今後、総合教育会議で「これからの子どもに必要な力」をテーマにするという中で、私は探求する力というのはすごく大事になってくると思います。

教育長 現在本区では、理科に力を入れていますが、社会がやはり弱いと思います。例えば、社会が弱い状態で、用語も何も覚えず、流れも覚えなくて、その状態で探究的な学習をしても、子ども達が困ります。薄い知識の範囲でやるのではなく、各教科をきちんと深掘りした状態で、探究的な学習を推進してほしいと思います。

指導室長 各教科の授業では知識を習得することが必要です。探究的な学習では、ただテーマを探究すればいいのではなく、知識を習得した上で、各教科の中では問題解決という表現を使っていますが、その問題解決を経験させることで、探究的な学習を進めることができるようになる、という考えです。

教育長 福井県は「全国学力・学習状況調査」で良い結果を残していますが、福井県の学校は、学校ごとに集計した学力が、県の平均値付近に集中しているという調査研究があります。墨田区も福井県のように、全部の学校の学力が上がっていくという形が理想的なので、指導室とすみだ教育研究所がリーダーシップを持って取り組んでほしいと思います。

阿部委員 資料2-9の「墨田区学力向上新3か年計画（第3次）」における基本方針の「児童・生徒は、自分で夢や希望を設定し、見通しを持って行動し、振り返り、主体的に取り組む。」という部分ですが、自分の力で夢や希望を設定して、見通しを持って行動しなさいというのは、子ども達に随分難しいことを求めているのではないかと感じます。もう少しやさしい目標はないのかなという印象です。何がしたいのか、どんな人になりたいのかということを探求する過程が大事なので、目標や希望を設定してしまって、計画的に行動しようというのは、大人に求めることのような感じがしました。いろいろな個別の課題に対して、という意味なのでしょうか。

教育長 例えば、お母さんを温泉に連れて行ってあげたいとか、将来的に大きな家を買いたい、

ということから始まり、発達段階に応じて、具体的な目標や希望を持つことが後につながってくると思います。家庭学習についても、ただ単に宿題をやるのではなく、予習をしてほしいということまで含まれます。今日のことではなく、明日を見てほしい、それが夢につながってくるということです。家庭で御飯を食べながら、将来何になりたいのかといった会話がないう家庭もあると思うので、この基本方針を学校の教室に貼るなどして、子ども達を「明日」という時間軸に向かせていきたいという趣旨なので、将来になりたい職業や、キャリアなどに限定しているものではありません。

浅松委員 「設定」という言葉がすごく強く感じます。

教育長 「設定」という言葉は、いわゆる役所言葉ですが、夢や希望を「持つ」という意味です。

岸田委員 昨日、第二寺島小学校の研究授業で、探求的な学習と、横断的な考え方という授業を見ることができました。6年生が実際に、お菓子屋さんや、浜野製作所という曳舟にあるロボットをつくっている会社などに行って、その内容について話し合いをしていました。多くの6年生が「人のためになることをやりたい」と言っていました。授業後、緑小学校の元校長先生が、「まず自分の夢はどうするのか」という部分を、授業でもう少し突きつめてほしいとおっしゃっていました。なかなか夢を持ってない子ども達もいるというのも事実です。また、墨田区の中学生は、体験することが少ない子が多いという調査結果をみたことがあります。夢を持つためには体験も必要だと思うし、これからはそのフォローが必要になってくるのではないかと思います。

岡田委員 私は総合的な学習の時間の例をあまり見たことがないのですが、自分が小学校や中学校へ呼ばれて、キャリアの話、弁護士にはどうすればなれるのか、こんな勉強をした、やりがいがある仕事だ、という話をした経験があります。どのくらい子ども達の夢や希望を持つことに役立つのかは分かりませんが、そのようなことをやっているのかな、というイメージしがありません。話は変わりますが、私が高校生のときに、「理科」という科目ができて、これは「教科横断的に理科を総合的に学習しましょう」という名目だったようなのですが、生物や化学が合わさっているだけで、結局は2年生から使うはずの生物や化学の教科書を使って勉強した記憶があります。現代社会も同じです。当時は、草創期だったからかもしれないのですが、教科横断的な学習というのはそのくらい難しいことなのだろうという印象があります。ここに書いてあることは非常にすばらしく、私も関心を持って読ませていただきましたが、これを具体化する方法については、各学校、教科の先生を、きちんとフォローしていただきたいと思いました。

教育長 岡田委員が言ったように、最初からうまくいくとは思っていませんので、教育課程の届出の際にも議論して、学校に浸透させていきながら、子ども達が各教科を横断的に学んでいくということが必要になります。研修などもせずに学校の先生に任せてしまっはなかなか難しいと思います。2教科を学ぶということはできるのですが、それ以上のことをやるのは難しいです。小学校では、一人の先生がいろいろな教科を教えているので、小学校のほうがやりやすいです。中学校は課題があると思っています。

指導室長 教科等横断的に、と簡単に言っても実際は難しいと思います。各教科で習ったことを総合的な学習の時間で織り交ぜて、探求的な学習をしていくというようなイメージです。各

教科で学ばなければいけないことを、複数の教科を合わせて行うというのは、合科的・関連的な指導というものです。これは教科書で習わなければいけないことを、2つの教科、または3つの教科を合わせて学ぶ、というもので、教科等横断的というのは、総合的な学習の時間で、各教科で学んだこと、例えば算数で学んだことはほとんどの場面で出てきますので、まずは教員が、無自覚ではなく、どの教科の何を活用しているかを意識して、指導計画を立てていくことが大切です。子ども達は知らないうちに教科等横断的に、教科で学んだことを使って探究的な学習をしていく、探究テーマを追求して解決策を見出していくという考え方です。

教育長 平成10年頃に「生きる力」ということが言われ始めた頃、文部科学省の考えでは、教科を学んで横断的に活用するということがあったのですが、学校では浸透しませんでした。総合的な学習の時間は何をやっていいかわからない、という状況が続きました。そのときに、各教科を活用して問題を解決していく力が必要だという話になりました。探究的な学習に力を入れている秋田県はかなり成果を上げています。高校では京都市立堀川高校が探究的な学習を看板にしている、大学の進学率が上がっています。今、公立の中学校ではなかなかできないのですが、先進事例を参考にしながら、学校に浸透させていきたいと思います。いい取組はほかの学校に紹介できますね。

指導室長 はい。昨日の第二寺島小学校もとてもいい実践をしています。

岸田委員 本当にすばらしかったです。お米を取って、自分たちで脱穀して、これは日本のお米の中で何%くらいなのだろうと、算数の勉強につながったり、ビオトープで生き物を探求してみようという、具体的な横断の事例を見ることができました。私は保護者のときに生活の授業を見たことがあり、そのときは分からなかったのですが、こうやってつながっているんだな、ということがとてもよく分かりました。先生方は大変だったようですが、とてもよかったです。

浅松委員 総合的な学習の時間が始まったとき、各学校は、環境問題や福祉問題を取り上げれば総合的な学習の時間になる、と誤解していたと思います。いろいろなお店の人や、外部の人を呼んで授業をしてもらったり、身体障害者の方々の立場になって車いすを体験したりする、そういう内容に偏っていました。総合的な学習の内容を、もっと各教科の学習に近づけていく必要があると思っています。いきなり総合的な学習ではなくて、各教科の基礎や応用がきちんとできた上で、考える力を育てた上での探究です。探究するためには考える力、知識がなければならないと思います。

教育長 各教科で考え方を整理して、情報を活用していくことは大変いいことです。今回はそのためにも、探究的な学習の推進を柱として記載しました。

教育長 以上で本日の議題は全て終了しましたが、そのほかに、委員の皆さんまたは事務局から何かございますか。

岸田委員 以前に関わったお子さんで、不登校が続いたために、学校側からオンライン授業を提案されたのですが、結局、授業内容についていけずに、最終的にはオンライン授業には参加しないことになりました。おそらく未だに学校へ行くことができていないと思います。オンライン授業ができる土壌をその子が持っているかどうかで、そのシステムを生かせないというのは、すごくもったいないように思います。せっかくいいシステムだと思うのですが、サポート学級などを増やし、人対人で対応するほうがいいのかと感じました。

教育長 オンラインが有効なのは、不登校になったばかりの子どもです。それ以外の場合は、

やはりサポート学級などへ行くのがいいと思います。例えば10日間程度までの休みであれば、まだ授業についていけるとと思いますが、2～3か月経ってしまうと授業についていけなくなってしまいます。そうなると対面で対応する必要があるということです。

岡田委員 主要な教育課題にも出てきましたが、一人1台端末を利用したSNSによる相談体制として、既に使用しているシステムやアプリがあるのですか。

指導室長 児童・生徒のタブレット端末に相談用のアプリが入っています。子ども達は自分のアクセスコードを入力して相談できるようになっています。

岡田委員 その相談を受ける方、回答する方というのはどのような方なのですか。

指導室長 専門の業者に委託し、心理士が相談を受けています。

岡田委員 相談を受けた方は、学校と情報共有するのですか、それとも共有しないで解決するのですか。

指導室長 基本的に情報共有は行いません。相談してきた子どもの相談相手になって、子ども自身が解決していけるように話をします。指導室では、その内容を毎日、全て確認しています。例えば、「死にたい」などの緊急的に対応する必要がある言葉があったときには、相談者の学校と学年までは分かりますので、指導室から学校に対して「何年生からこういう相談があったので、注意深く観察してください」という連絡をします。その結果、友達同士のトラブルが解決したという事例は、たくさんあります。心理士と学校とは直接はつながっていませんが、指導室が相談内容を必要に応じて学校に提供し、解決をしています。

岡田委員 子どもにとっては、先生に知られないところで、知られたくない相談ができるというのは、すごくいいことのような気がするのですが、その反面、不登校の芽のある子たちに働きかけるという意味では、個人が特定できないとどうにも動けないところがあると思います。そのバランスが難しいですね。先日、学校の施設見学の際に、不登校対応の教室を見せていただいて感じたことがありました。精神保健衛生士の資格を持った方が出張してきて、需要があるという話を伺った際に、結局、相談の窓口や仕組みを作っても、なかなか思うように声は届かなくて、相談を受ける側から出向いていかなければいけないのかなという気がしました。不登校対策、いじめ対策もそういう意味ではもう少し介入してもいいのかなということを少し思ったので、質問しました。

指導室長 相談窓口は、東京都にも国にもあります。

教育長 岡田委員が言うように、学校と距離を置きたい人は、区のアプリではなく、東京都や国の窓口相談すると思います。

指導室長 子ども達のタブレット端末に「シャボテンログ」というアプリがあるのですが、毎朝、自分の心と体の調子、自分の心身の状態がボタンを選ぶだけで見える化できるというものです。先生にも伝わり、子どもの心身の状態が見える化できるので、「最近、週明けにすごく沈み込んでいることが多い」などの状況を先生が把握して、その子の心身の状態を注意深く見て、いじめや登校渋りなどの未然防止に役立っています。また、「シャボテンログ」の中には「相談したいボタン」というのがあって、学校内でいろいろな先生を相談相手に設定できます。設定は学校ごとにカスタマイズできるので、担任だけではなく、養護教諭やスクールカウンセラーなど、ある学校では全ての先生の名前がそこに出てくるようになっていて、学年に関係なく相談したい先生を選べるという機能もあります。ボタンを押すだけで、先生側はこの子が自

分に相談したいというSOSを出していることが分かりますので、タイミングを見てその子に話しかけて、相談に応じることができます。これは全ての学校で導入しています。また、先ほどのSNS相談ですが、基本的には匿名です。子どもは、自分の相談は相談相手の心理士しか聞いてないと思っていますので、指導室から学校に情報提供をするときは、子どもは匿名で相談していることを徹底し、直接子どもに対して、「こういう相談したでしょう」などと言うことは絶対しないことが大切です。

教育長 本来であれば、教員たち自らが子どもの異変に気付くようになってほしいのですが、それができる教員ばかりではないので、いじめや不登校、ヤングケアラーについてもチェックリストを作って活用しています。チェックリストがなくても、教員たちができればいいのですが、教員の中でもできる人とできない人がいるので、チェックリストは作らざるを得ないということになりました。そして、事例があった場合は、教員が自分一人だけで解決しないように、必ず管理職に報告が行くようになっていきます。報道によると、地方の事例では、管理職が知らずに、教員が一人で抱えてしまう事例もあるので、墨田区では、とにかく組織的に対応することにしています。特に問題のない事例であっても、指導室に報告するようにしています。いじめについては、学校が2か月から3か月間、追跡調査をするのですが、指導室に報告が上がってきたときに、本当に大丈夫かどうかをもう一度確認して、おかしいと思えば、指導室から再度学校に問合せをして、詰めが甘いところはきちんと対応してもらうようにしています。子どもが学校を信用しなくなってしまうことは、絶対にあってはいけないことなので、指導室の研修や会議で話題に出して、他県の事例なども紹介しています。ただ、100%の方法はなかなか見つからないので、様々な対策を組み合わせていくしかないというのが現状です。なお、「シャボテンログ」については、まだ使い始めたばかりなので、また報告してもらいたいと思います。

教育長 ほかになければ、これで教育委員会を閉会します。